

令和7年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 キッズルーム療育相談員（訪問支援員）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	療育相談員（訪問支援員）
採用予定人数	1人
職務内容	・幼稚園や保育園，小学校，こどもルーム等へ訪問し，発達障害児や肢体不自由児等が集団生活に適応できるように支援する。 ・幼稚園や保育園，小学校，こどもルーム等の職員に対して，対応方法の助言をする。 ・保護者への報告や助言をする。
勤務地	柏市こども発達センター キッズルーム 柏市柏下65-1（ウェルネス柏内）

2 任期

採用の日から令和8年3月31日まで

- ※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，正式採用されません。
- ※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：1，770円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給。

- (2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.25月分（令和7年4月に新規採用された場合の6月分は，0.375月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給。

- (3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上であり，週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.05月分（令和7年4月に新規採用された場合の6月分は，0.315月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給。

※報酬単価・期末手当の支給割合は，人事院勧告がなされた場合，任期中であっても変更の可能性あり。

- (4) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり7時間（時間外勤務：有）

（午前8時30分から午後4時30分まで，休憩時間：60分）

イ 勤務日 1週間当たり4日／月16日以内。（月曜日から金曜日までのうち，勤務表で定める日）

※ア，イについては応相談。

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、7日）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有

イ 雇用保険の適用 有

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

(1) 保育士、児童指導員、臨床心理士・公認心理師のいずれかの資格を有し、障害児通所支援等にて指導経験が5年以上あること。

(2) 教員免許状を有し、特別支援教育等に携わった経験が5年以上あること。

(3) 自動車運転免許証を所持し、日常的に運転している方

(4) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ (1)、(2)のいずれかと(3)、(4)の全ての要件を満たすこと。

※ 年齢要件は、定めのないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試 験 日	受け付け後、通知する。		詳細は、受験申込者に別途通知する。
試 験 場 所	ウェルネス柏（こども発達センターキッズルーム）		
試験内容	書類審査	選考申込書等に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。	
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。	

6 申込（応募）方法

(1) 提出書類

ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書

イ 資格証の写し、または資格を証明できる書類の写し

ウ 職務経歴書

エ 自動車運転免許証の写し

(2) 申込受付期間

令和8年1月30日（金）

（郵送可・期限内必着）

(3) 申込先

柏市こども部キッズルーム 保育所等訪問支援

（〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階）

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

面談後 2 週間以内に決定し、選考受験者に通知する。

(2) 採用時期

合格者は、申し込みの翌々月の 1 日付けを原則として採用する。

(3) 採用（合格）の取消し

4 に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。

(4) 柏市議会の議決の特例

会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。